

イタリアの年金制度とその改革の方向（上）

藤 川 鉄 馬

大蔵省理財局国有財産第二課長

第1章 序 論

1. 年金ジャングル
2. 人口の1/4が年金受給者
3. 本稿の目的

第2章 イタリアの年金制度の概要

1. 年金制度の位置づけ
2. 各種年金制度の概要
3. 年金制度の分類
4. イタリアの年金制度の発展

第1章 序 論

1. 年金ジャングル

イタリアの年金制度は、1970年代に入って、赤字を出すようになる。そして、1980年代に入って、赤字は巨額になり、公共財政の負担は著しく大きくなる。

年金支出の拡大は、統禦できない状況にある。¹⁾ 公共財政は、年金の赤字という火薬をしかけられたような状態にあり、年金の赤字のゆえに壊滅せんばかりである。²⁾

イタリアでは、1895年に、最初の年金制度が生まれる。そして、戦後の1950年代から60年代にかけて、義務的年金保険制度が拡大し、職業カテゴリー毎に、数多くの年金制度が創設される。また同時

第3章 年金の取扱いの差

1. 保険料の差
2. 標準報酬等の差
3. 保障割合の差
4. 最低年金と年金・給与の併給
5. 年金の自動調整
6. 老齢年金支給開始年齢の差
7. 特別老齢年金の差
8. 各制度の年金財政の状況等

に、給付の改善が行われる。

年金制度は、大きいものから極端に小さなものを含め、50余ある。一説には70余あるともする。³⁾ これらのうちの多くは、特定のカテゴリーの者の利益を保護するために、個々の目的に則し、一般的な制度から逃げ出したものである。⁴⁾

数多くの年金制度において、保険料の水準、年金の受給の要件、年金の計算の方法は、それぞれ、かなり異っている。

おまけに、「粉々に分解された」各年金制度においては、基金の額、毎年の給付額、支給件数など、それぞれ独自の方法により、統計を示している。⁵⁾

その中でも、例えば、国家公務員年金制度の場合には、統計、内容などが、充分な

形で示されたことはない。仮に何等かの公表がなされたとしても、中央官庁の行政がいかに無内容のものを露呈するようなもの⁵⁾でしかない。

イタリアの年金制度は、ジャングルの状態にある。迷路 (labirinto) にある。カオスにあると評する人もいる。ジャングルの道案内をできる人は、イタリアにはいない。イタリアの年金制度を理解し、その全体像を把握している者は、まずいないといっ

2 人口の1/4が年金受給者

1960年には、10人に1人が年金受給者であった。今日では、4人に1人が年金受給者となっている。

受給者の増大は、各種の制度の拡大がなされ、また年金の条件が改善されたことによる。この20年間における制度の改善は、「煽動的な狂気のさた」(folia demagogica²⁾)としかいいようがない。

年金財政の悪化は、イタリアの社会各層の要求の結果である。社会の各層は、公共部門に多くの要求を行い、洪水の如く多数の法律をつくる。例えば1982年には、52本の法律がつくられた。これらの法律は、年金改善の外にあるもので、混乱以外の何物も生み出して⁶⁾いない。

年金の制度面のみならず、運用の面においても、重要な局面にぶつかっている。

まず取り上げなければならないのは、障害年金の濫受領の問題である。

障害年金は、肉体的・精神的な欠陥により稼得能力が1/3未満になったと認められ

るときに支給される。この場合、稼得能力の認定にあたり、地域の社会的・経済的条件も考慮されることとなっており、高失業地域においては、障害年金が比較的簡単に支給される。

イタリア南部モリーゼ県のアド・イセルニア (Ad Isernia) の街においては、住人100人に対し、障害年金の受給者が、何と21人もいる。老齢年金の支給件数を100とすると、障害年金の支給件数は624ともなる。特に農業者の場合には、100人の老齢年金に対し、1,214人の障害年金の受給者が存在⁷⁾する。

このような障害年金の濫受領の結果、アメリカには約50万人の障害者がいるのに対し、イタリアには、その10倍もいることとなる⁷⁾。

年金制度への虚偽の加入という現象がある。農業者年金、手工業者年金の場合には、加入者の数が、中央統計局 (ISTAT) の就業者統計の数よりも多いという結果になる⁸⁾。

特に農業者年金の場合には、農業活動を行っていないにもかかわらず虚偽の申告をして、年金制度に加入⁹⁾する。そして、早々と、障害年金を受給する。

脱保険料という問題もある。

多くの企業が、申告を懈怠したり、虚偽の申告をすることにより、保険料負担の義務を免れている。

社会保険料に関連して申告される所得は、実際の所得よりも大幅に低いのは疑いもない。特に中小企業の場合には、監察を強化¹⁰⁾する必要がある。

「年金、より良い条件を。脱保険料の撲滅！」労働組合(Cgil, Cisl, Uil)が行ったデモにおいて掲げられた旗幕のスローガン⁵⁾である。

制度の運用面においては、社会保険の事務に関しても、大きな問題がある。電算機は十分に機能せず、実時間2時間もかからない事務的な決定が、2年も要する状態¹¹⁾である。

イタリアの年金制度は、社会保険(previdenza)ではなく、扶助(assistenza)に近いものとなっている。しかしながら、本来、扶助はそれを必要とする者に、社会保険は権利を有する者に与えられるべき⁶⁾である。

イタリアの年金制度に触れる者には、雷¹²⁾が落ちる。

イタリアは、支出を抑制し、権利を抑えるのが非常に困難な国¹⁰⁾である。しかしながら、年金制度の赤字は構造的なものであり、重大な危機をはらんでいる。いまや、年金制度のあり方について、真剣に考えなければならない時期にきている。「こじきのような援助主義」(assistenzialismo straccione)は、経済を死なせるものであることを、政党、労組は、理解しな²⁾ければならない。

1978年、政府と労働組合は、年金制度のあり方に関し、長期間の、とにかく疲れる交渉⁸⁾を行い、年金制度改革の一般的な方針について妥結をする。その結果に基づき、同年秋、政府は、年金制度改革に関する法案を議会に提出する。

改革の内容は、各界の労働者に大きな影

響を与えるため、法案は、いまだ議会で論議が継続されている。

3. 本稿の目的

以上のような状況を踏まえ、本稿においては、第2章で、イタリアの年金制度の全体の構造ないし姿を描いてみる。イタリアには、イタリアの年金制度を総合的に取り扱ったものがない。それを敢えて試みる。

第3章においては、諸々の年金制度における年金の条件の差を説明する。

そして、次号において、年金財政の悪化の状況、年金制度改革の内容を扱うこととする。

注1) Confindustria, Mondo Economico, 29 luglio 1978。

2) Claudio Alò, 24-Ore紙, 1 gennaio, 1982。

3) Corriere della sera紙, 16 ottobre 1980。

4) Claudio Linder; Mondo Economico, 4 marzo 1981。

5) Mario Colderoni, Cittadella della previdenza, Mondo Economico, 4 marzo 1981。

6) INPS副総裁 Claudio Truffi; 1 aprile 1981。

7) Andreatta 国庫大臣, 24-Ore紙, 1 gennaio 1982。

8) Mario Moiraghi; Mondo Economico, 4 marzo 1981。

9) Giacono Caffarena (自由党), 24-Ore紙, 21 gennaio 1982。

10) Carlo Romei (DC) 上院議員, INPS, Sistema previdenza, 4.1982。

11) INPS 総裁 Ravenna; 24-Ore紙 25 settembre 1981。

12) 24-Ore紙, 23 ottobre 1981。

第2章 イタリアの年金制度の概要

1. 年金制度の位置づけ

(1) 長期的な金銭給付

長期的な金銭給付を行う制度としては、次の4つがある。

- ① 障害・老齢・遺族のための年金
- ② 職業災害を受けた場合の給付
- ③ 戦争に関する年金
- ④ 障害者のための社会扶助的な給付

上記のうち、②の職業災害については、全国職業災害保険機構 (Istituto Nazionale Assicurazione Contro gli Infortuni sul Lavoro ; INAIL) が扱う。

③の戦争に関する年金は、国庫省が所管する。また、④の障害者のための給付は、内務省が所管する。

これらの長期的な給付の件数は、1951年には370万件であったのが、1979年には、4.7倍の1,750万件になる。¹³⁾

受給件数の人口1,000人当たりの割合をみると、1951年には78件であったのが、1978年には308件となる。これは、47歳以上の人口の全てが受給者となっていることに等しい。

(2) 年金制度の複合主義

イタリアの年金制度は、職業毎に多くの年金制度があり、またそれら年金制度毎に、年金の取扱い (trattamento) が異なる。

数多くの制度に分れ、かつ、年金の条件が異なることを、複合主義 (pluralismo) という。年金が一元化され (unificazione), または同一の取扱いがなされる (omoge-

neizzazione) のに対立する概念である。

年金を扱う機関としては、大きく3つに分けて、全国社会保険機構 (Istituto Nazionale della previdenza sociale; INPS), 国庫省及びその他の機関がある。

全国社会保険機構 (INPS) は、最大の社会保険機関であり、被保険者では79.1%を、年金支給件数では88.9%を扱う。

(3) 年金制度の全体像の把握

以下においては、複合主義の年金制度について、全体像の把握を試る。

数字を含めた全体像は、表1に要約した (詳細は付表1)。

この場合、お断りしなければならないことが2点ある。

第1は、イタリアの年金制度を総合的に整理した資料データがないことである。¹⁴⁾

INPSの従属労働者年金制度や独立労働者年金制度については、かなりの程度まで、制度の内容が明らかである。¹⁵⁾ しかしながら、INPSのその他の制度、あるいは自由職業者の年金制度については、まず資料がない。国庫省の扱う国家公務員年金制度等¹⁶⁾については、規模が大きなものであるにもかかわらず、データは殆んど公表されていない。

第2に、年金の加入者数、受給者数などの基本的な数値について、資料により、相当の開きがあることがある。¹⁷⁾ 従って、本稿全体においては、出典の取り方により、数値が異なる場合がある。

表1 イタリアの年金制度総括表(1981年)

(単位: 1,000人・件, %)

職業形態	I N P S		国庫省所管		その他	
	加入者数	年金支給件数	加入者数	年金支給件数	加入者数	年金支給件数
従属労働者	15,994 (73.9)	10,512 (72.9)	1,716 (7.9)	820 (5.7)	232	59
			1,400 (52.7)	8,632 (59.9)	1,716 (7.9)	820 (5.7)
			215	170	465 (2.1)	240 (1.7)
			116	57	1,221 (5.6)	353 (2.5)
			270	132	314	32
			12,002 (55.4)	8,997 (62.4)	3,403 (15.7)	1,413 (10.0)
			5063	3088	小計	計
独立労働者	5,063 (23.4)	3,088 (21.4)				
自由職業者	529 (2.4)	89 (0.6)				
その他	50 (0.2)	728 (5.0)				
合計	21,637 (100.0)	14,418 (100.0)	17,116 (79.1)	12,814 (88.9)	3,403 (15.7)	1,413 (9.8)
			50	12		
			-	715		
			1,117 (5.2)	190 (1.3)	529	89

(資料) 付表1を参照

2 各種年金制度の概要

(1) INPSの従属労働者年金制度(Fpld)

INPSの従属労働者年金制度は、他の制度の適用のある者を除き、第三者に従属して労働を行い、所得を得る者が対象となる。

当該制度は、イタリアの年金制度の中で最も大きなものであり、一般義務的保険(assicurazione generale obbligatoria; AGO)と呼ばれる。

規模は、被保険者数は1,140万人(全年金制度の53%)、年金支給件数は863万件(60%)である(数値は1981年)。

当該制度の運営のために、INPSの中に、従属労働者年金基金(Fondo pensione lavoratori dipendenti; Fpld)が設けられている。

本稿においては、普通名詞としての従属労働者と、制度としての従属労働者年金制度とを区分するために、後者の制度については、以下、従属労働者年金制度(Fpld)と記すこととする。

(2) INPS内の特別基金

INPS内に、幾つかの職業カテゴリーのために、①一般義務的保険を代替する特別基金(fondo speciale)と、②一般義務的保険を補完する特別基金とがある。

一般義務的保険を代替(sostituite)する特別基金は、一般の義務的な従属労働者年金(Fpld)に代わる制度であり、公共運輸、電力、消費税代理業、電話の部門に従事する者、パイロット等、6つの基金がある。加入者数は、全体で21万人、年金

支給件数は17万件である。

一般義務的保険制度を補完(integrative)する基金は、より有利な取扱いをするため一般の制度を補完するものであり、鉱夫、徴税請負業、ガス会社従業員、船員の4つの基金がある。加入者数は11万人弱、年金支給件数は6万件弱である。

(3) INPS内の独立労働者年金制度

独立労働者年金制度とは、第三者に従属しないで独立して労働を行う者(lavoratore autonomo)のための制度であり、具体的には、①農業者、②手工業者、及び③商業者のための年金制度がある。独立労働者を、自営業と訳す例もある。

INPS内に、それぞれのための特別勘定(gestioni speciali)が設けられる。これら特別勘定は、保険料の徴収、年金の給付をINPSに委託するものである。

加入者数は506万人(23.4%)、年金支給件数は309万件(21.4%)である。

(4) 国庫省の国家公務員等の年金

国庫省は、国家公務員及び政府関係機関(国鉄、専売など)の年金を扱う。

国家公務員の年金は、文官と軍人とで扱いが異なる。また、政府関係機関職員の年金も、公務員に比し年金上の条件に若干の差がある。

これら制度は、国庫省社会保険局の直営である。公務員に関しては、特別の基金はない。政府関係機関の場合には、年金基金(fondo pensione)が設けられる。

公務員の場合、被保険者数は171万人(7.9%)、年金支給件数82万件(5.7%)、

また、政府関係機関の場合、被保険者数46万人(2.1%)、年金支給件数24万件(1.7%)である。

(5) 国庫省の社会保険局の年金制度

国庫省社会保険局は、地方公務員、医療従事者、幼稚園小学校教員、判検事の4つの基金を監督(amministrare)する。

これら制度の加入者数は、合計で122万人(5.6%)、年金支給件数35万件(2.5%)である。

(6) INPSの社会年金

社会年金は、無拠出制で、一定以下の所得の65歳以上の者に支給される。

年金の支給件数は71万件である。

(7) 従属労働者の特別制度

企業管理者、ジャーナリスト、興業関係労働者(サッカーの選手を含む)は、固有の制度と基金を有する。

これら制度は、一般義務的保険制度への加入を排除、ないし免除されたものである。

加入者数は、合計で23万人、年金支給件数は6万件である。

因みに、ジャーナリストの年金は、正式の名称を、Istituto nazionale previdenza giornalisti italiani <<G. Amendola >> という。G. Amendola

とは、個人の名である。イタリアでは、ジャーナリストになるには国家試験があり、給与が保障される。身分証明書でもって、国鉄の割引きを受けるなどの特典がある。

(8) 企業年金

1958年法律第55号第15条の規定により設立されるもので、一般義務的保険制度に代替する制度である。

現在、8つの金融機関において、企業年金が設立されている。加入者数12万人、年金支給件数35,000件。

(9) 自由職業者の年金制度

自由職業者のための年金制度としては、弁護士、公証人、建築士、測量士、会計士、税理士、労働コンサルタント、通関代理業、医師、産科医、獣医、薬剤師のために、合計12の個別の制度がある。

加入業数は、合計で53万人、年金支給件数は9万件。

3. 年金制度の分類

(1) 制度の運営立体からの分類

以上述べた年金制度について、幾つかの観点から分類すると、次の通りである。

制度の運営主体からみると、INPS、国庫省及びその他に分たれる。

INPSは、加入者数で8割、年金支給件数では9割弱を扱う。

国庫省所管分は、加入者数で15%強、年金支給件数で10%弱となっている。その他の制度としては、数多くの制度があるが、割合は小さい。

INPS及びその他の制度は、労働厚生省が監督する。

(2) 職業の形態別分類

職業形態別に分類すると、

- ① 各種の従属労働者のための年金制度
 - ② 独立労働者のための年金制度
 - ③ 自由職業者のための年金制度
 - ④ その他
- に分類される。

その他の制度としては、聖職者年金、主

婦年金，社会年金などがある。主婦年金は，任意加入のもののようにであるが，内容は全く不詳である。

(3) 公的部門と民間部門

年金制度の加入者及び受給者の属している部門から，公的部門の年金制度と民間部門の年金制度とに分たれる。

公的部門の年金は，国庫省の所管する年金である。広義の公的部門の年金制度には，戦争年金，軍事功労手当なども含まれる。

民間部門の年金制度としては，広義には，INPS，INAILの長期的給付のほか，内務省の所掌する障害手当も含まれる。

(4) 義務的保険制度と代替等の制度

INPSの従属労働者年金制度(Fpld)は，障害・老齢・遺族一般義務的保険制度である。

これに対し，幾つかの例外がある。

まず第1が，一般義務的保険を補完(integrativa)する制度である。これは，一般義務的保険制度における取扱いと，当該職業カテゴリーのための年金制度における取扱いの差を補完するもので，鉱夫，徴税請負業，ガス会社従業員及び船員のための制度がある。

第2が，一般義務的保険制度を代替(sostitutivo)する制度である。

従属労働者に関しては，INPS内の公共運輸従事者等のための特別基金，企業年金が，代替する制度にあたる。聖職者年金制度も，これに分類される。また，農業者・手工業者・商業者の独立労働者年金制度も，一般義務的保険に代替する制度に分類される。

第3が，一般義務的保険を排除(esclusione)または免除(esonero)する制度である。自由職業者のための年金制度が，これに該当する。

一般義務的保険制度の場合には，農業従属労働者の場合を除き，優遇的な取扱いはなされていない。代替・排除等の年金制度は，一般義務的保険制度における年金上の取扱いよりも有利な取扱いを保証するため，その多くは，第二次大戦直後（一部は1950年代）に生まれたものである。¹⁸⁾

従属労働者のための義務的年金保険制度としては，表2に示すように，INPSの一般義務的保険制度(Epld)と，それを代替した異なる扱いをする25の制度，合計26制度がある，とする研究がある。

この場合，制度の数え方には不詳な点があるが，次章においては，26の制度があることを前提に論を進める。

また，1979年に経済労働委員会(CNEL)が行った研究によれば，INPSの一般制度を広義に代替する制度としては，排他的制度(8制度)，代替的制度(7制度)，免除的制度(10制度)，合計25あるとする。しかし，排他，代替，免除の分類は，ノミナルなものであり，事実上は，INPSの従属労働者年金制度を代替するものと考えて差しつかえない。

(5) 拠出制年金と無拠出制年金

一般の拠出制年金に対し，無拠出の年金制度として，INPSの所掌する社会年金がある。

また，内務省の所掌する民生障害年金なども無拠出のものと思われる。

表2 従属労働者のための義務的年金制度(1981年)

年金制度	加入者数	年金支給件数	制度数	備考
INPS一般制度(Fpld)	12,400,000	8,632,982	1	
代替制度	4,143,687	1,658,246	25	
国家公務員	2,207,000	1,085,000	4	国鉄を含む
地方公務員	1,284,643	353,170	4	国庫省所管分
公共サービス従業員	350,633	149,361	4	公共運輸, 電話, 電力, 航空機乗組員
銀行・貯蓄銀行従業員	50,000	13,000	10	
その他従属労働者	251,411	57,715	3	興業, 企業管理者, ジャーナリスト

(資料) Carlo Bellina, "Viaggio nell'arcipelago delle pensioni" ediesse, aprile 1983.

(注) 本表において、制度の数をどのように数えたのか不詳である。

国家公務員の場合には、国鉄を含め、制度の数を4としているが、他の2制度は、他の政府関係機関、及び大統領府・憲法裁判所の職員を含めているのか(不詳)。

地方公務員については、国庫省所管分としていることから、地方公務員、医療従事者、教諭、判検事を指すものと思われる。

銀行・貯蓄銀行の企業年金は、本表では10制度としているが、廃止されたものもあり、現在は8制度である(付表1)。

4. イタリアの年金制度の発展

(1) 年金制度の誕生

イタリアの年金制度の歴史は非常に古く、1895年に、公的部門の職員のための年金制度が創設されたのを嚆矢とする。

民間部門においては、1898年に、全国労働者障害老齢社会保険公庫(Cassa Nazionale di Previdenza per la Invalidità e la Vecchiaia degli Operai)が創設される。当公庫は、産業部門の労働者を対象とする任意加入の年金を扱う。その後、1919年に、一部の産業労働者に対する義務的加入制度が導入され、年金制度の基礎がつくられる。

1935年、ムッソリーニ政権において、年金制度の大幅な改革がなされる。上記の

公庫は、全国ファシスト社会保険機構

(Istituto Nazionale Fascista Per la Previdenza Sociale; INFPS)に改組され、初めて、雇用労働者の大部分を対象とする一般義務的保険制度が形づくられる。

第二次大戦後になって、前記のINFPSは、全国社会保険機構(INPS)に改組される。

(2) 戦後の年金制度の発展

戦後の年金制度の発展としては、二つの方向がある。

まず第1が、年金の適用範囲者の拡大である。

1957年には、農業者、1959年には手工業者の義務的年金制度が、そして1

1966年には商業者の義務的年金制度が創設される。

1969年に、労働条件、年金制度の改革問題を中心として、大規模な長期の労働争議が起る。これにより、無拠出制の社会年金（無所得の65歳以上の老人に支給）が創設される。

また、各種の職業カテゴリー別に、年金基金が創設される（正確な時期は不詳）。

第2の方向が、給付内容の改善である。

前述の1969年の争議を契機に、給付の改善が行われる。また1970年代に入って、従属労働者年金制度（Fpld）その他の制度において、年金水準が、従前の拠出した保険料を基礎とする仕組みから、最終時の所得を基礎とする方式に改められる。独立労働者年金制度においても、給付額の引上げがなされる。

さらに、年金の給付額について、物価、賃金の上昇に応じた自動調整の仕組みが導入される。自動調整の仕組みは、当初、年1回であったのが、80年代に入って、年4回に改められる。

第3章 年金の取扱いの差

1. 保険料の差

(1) 民間従属労働者の保険料

本章においては、各年金制度における年金の条件の差について扱う。総括的な表は、付表2に掲げる。

まず、保険料の差について記す（詳しくは、付表3）。

民間の従属労働者の保険料は、給与に対

して一定の割合とされる。この割合は、職業のカテゴリーによって、相当異なる。

従属労働者年金制度（Fpld）においては、一般の産業労働者の場合には、24.31%である。これに対し、同制度に属する農業従属労働者、家事手伝いの場合には、優遇された保険料率が適用され、それぞれ12.81%、10.44%となっている。

一般義務的保険（Fpld）を代替する制度においては、最も保険料水準が低いのは、公共運輸従業者で18%であり、また、最も高いのはロンバルディア貯蓄銀行企業年金で39.95%となっている。

労働者の負担する保険料率は、従属労働者年金制度（Fpld）の場合には、7.15%である。一般的に、保険料率のうち労働者の負担する割合は、全体の1/4から1/3程度である。企業年金の中には、労働者の負担がゼロあるいは僅か1%というのものもある。

(2) 公的部門従属労働者の保険料率

国家公務員及び小中幼稚園教諭の場合には、年金の基金が存在せず、現役の公務員等に対するのと同様に、年金の支給は国の直接の負担となっている（年金は、退職した役所から支給される）。このために、給与に対する保険料率という概念は存在しない。

実際に公務員が負担している保険料は、本俸・諸手当の7.00%であるが、年金の計算にあたり、年金基礎額（標準報酬に相当する）は本俸・諸手当は18%増とされることから保険料率は、5.60%と換算される。給与の80%相当額の7.00%、従って5.60%と説明する場合もある（カス

テルリーノ報告)。

国鉄の場合には、労働者の負担する保険料率は5.60%である。法律においては、使用者は労働者負担分の5.5倍を負担するとされていることから、全体の保険料率は36.40%となる。

地方公務員など、国庫省社会保障局の所掌する年金においては、労働者の負担分は5.30%、全体の保険料率は23.00%である。

国庫省社会保障局の年金制度においては、毎年の保険料は、当該年の1月1日現在における給与を基礎に計算するとされる。かかる措置は、今日のごとく、年4回の給与の物価スライド調整があり、所得の伸びが高いときには、非常に不公平なものとなっている。20%台の所得の上昇で、国庫は、10%台の保険料を失う。1981年では約2,500億リラの保険料をとりそこなった。

(3) 独立労働者年金制度の保険料

農業者、手工業者、商業者の独立労働者の年金制度(INPS)においては、保険料は、定額である(1981年まで)。

その額は、1973年までは、笑止千万といえるほど低い額で、直接農耕者の場合、男で年間6,700リラ、女・未成年で年間2,500リラ、また手工業者・商業者の場合には年間約15,000リラであった。

1974年から1980年にかけて保険料は累進的に引き上げられ、農業者の場合、開発の遅れている山岳地帯にあっては年間約97,000リラ、非山岳地帯(平野部)にあっては約275,000リラ、そして手

工業者・商業者の場合には約635,000リラとなっている。

1982年からは、独立労働者年金制度の保険料は、定額部分を基礎としながら、所得に比例した保険料率制が導入され、二本立てとなった。

(4) 農業者の優遇措置

農民に関しては、従属労働者年金制度(Fpld)においてもまた独立労働者年金制度においても、保険料率ないし保険料額は、非率に低く据え置かれている。

これは、農民の所得が低いこと(特に、山岳地帯の農民)によるが、同時に、「農業連帯」(solidarietà agricola)、すなわち農業は国民全体で支えるべきである、という考えに立脚する。

また、農業者の場合、保険加入のための必要な労働日数は、短くされている。従属労働者年金制度(Fpld)においては、保険料は、労働日数に応じて拠出するが、この場合、年間に必要な労働日数は、男では156日、女では104日とされている。また、独立労働者年金制度の場合においては、年間の労働日数は、直接農耕者(自作農)にあっては104日、小作人にあっては120日を下回らないこと、とされている。

(5) 自由職業者の保険料制度

弁護士、医者などの自由職業者の年金制度においては、個人に注目した(主観的)保険料(contribui, soggettivi)と事業規模などに注目した(客観的)保険料(contributi oggettivi)の二本の仕組みからなっているもののようである。

個人に注目した保険料としては、定額の

もの（大部分の制度がとっている）、個人所得課税所得の一定割合とするものがある。事業規模に注目するものとしては、売上げの一定割合、付加価値税課税対象付加価値の一定割合等々がある。各制度においては、これらの要素の一部を組み合わせたものとなっている。

2 標準報酬等の差

(1) 年金の計算方法の差

民間部門・公的部門の従属労働者の年金制度においては、年金の計算は、所得（給与）にリンクした方式により行われる。

民間部門の従属労働者の年金は、一般的に、①標準報酬の年額（*retribuzione annua pensionabile*）の額と、②加入期間に応じた保障割合、によって計算される。

具体的には、年金額は、次により計算される。

$$\text{年金額} = \text{標準報酬額} \times \text{加入年数} \times 1 \text{年毎の保障割合}$$

公的部門の従属労働者においては、給与を本俸・諸手当と、物価スライド手当に区分する。

本俸・諸手当に関しては、①本俸・諸手当を基礎に算出した年金基礎額（*base pensionabile*）の額と、②加入期間に応じた保障割合によって計算される。

物価スライド部分については、加入年数の長短にかかわらず、一定の額（80%相当額）が支給される。

具体的には、年金額は、次により計算される。

$$\begin{aligned} \text{年金額} &= \text{年金基礎額} \times \text{加入年数} \times 1 \text{年毎} \\ &\quad \text{の保障割合} + \text{物価スライド手当} \\ &\quad \times 80\% \end{aligned}$$

上記の民間部門・公的部門において、標準報酬あるいは年金基礎額のとり方は、本パラグラフに述べるように、非常に異なる。また、加入期間に応じた保障割合も、次のパラグラフに示すように、異なる。

農業者、手工業者などの独立労働者年金制度は、拠出した保険料を基礎に計算される。

自由職業者の年金に関しては、計算方法は不詳である。

(2) 民間部門の標準報酬

従属労働者年金制度（Fpld）の場合には、従前は、最後の10年間のうち最も高い水準の3年間分の給与の平均とされていた（この3年間は連続しなくてもよい）。

これが、その後、最後の10年間のうち最も高い水準の5年間の平均と改められる。しかしながら、インフレの激しい折に、他の制度に比較し、従属労働者のみが大きなペナルティを受けることとなる⁵⁾。

1982年7月から、標準報酬の計算にあたり、最後の5カ年（260週）の所得を基準とすることとし、過去の分については、再評価を行う制度を導入した。

1982年7月1日より年金を受給する者を例をとりながら、正確に記すと、次の通りとなる。

すなわち、①所得の範囲は、最後の260週（5年間）の所得をとる。

②所得は、太陽年（1～12月）毎に区分する。

③当年分（1982年1月～6月）及び前年分（1981年）の所得については、再評価は行わない。

④1980年分、1979年分、1978年分及び1977年7月～12月分の所得につき、それぞれの再評価係数を乗ずる。

⑤前記の③の額及び④より得られた額を平均して、標準報酬額を算出する。

公共運輸従事者の場合、標準報酬は、最後の12か月の給与の平均とされる。ただし、給与から最後の2年間に増額された奨励手当（*scatti dovuti ad eventuali promozioni*）の分を除く。

電力の場合には、最後の6か月の所得の合計を2倍にした額である。ただし、超勤手当（*straordinari*）を除く。

(3) 公的部門の年金基礎額

国家公務員の場合には、給与の総額は、本俸・諸手当（*stipendio vero e propri*）と物価スライド手当（*indennità integrativa speciale*）とによって構成されている。

国家公務員の場合には、法律においては、標準報酬年額（*retribuzione annua pensionabile*）の概念はなく、年金基礎額（*base pensionabile*）の考え方をとっている。

年金基礎額は、最後の月の本俸・諸手当から超勤手当を控除した額を18%増したものであり、年金基礎額の年額は、それを12倍したものである。

(4) 標準報酬等の具体的な差

上記のような標準報酬あるいは年金基礎額のとり方の差から、実際問題として、同

じ所得を得ていた労働者において、標準報酬等には大きな差が出る。

例えば、過去5年間の所得が次に記す額であった労働者が、1982年7月1日から、年金を受給する、とする。この場合、当該労働者は、最近2年間において奨励手当を受けず、また、最近12か月間、超過勤務を行わなかったとする。

1977年7月～12月の給与	2884663 リラ
1978年の給与	6218162 リラ
1979年の給与	7,370,725 リラ
1980年の給与	8921710 リラ
1981年の給与	10,912,200 リラ
1982年1月～5月の給与	4,713,720 リラ
1982年6月の給与	971962 リラ

標準報酬の年額は、労働者の区分に応じて、次の通りとなる。

— 金属機械の労働者（従属労働者年金制度 Fpld に加入）	10,597,575 リラ
— バスの運転手（公共運輸従事者年金制度に加入）	11,805,115 リラ
— 国有電力（ENEL）の従業員（電力年金基金に加入）	11,371,364 リラ
— 国家公務員	12,711,745 リラ

(5) 標準報酬の最高限度額

従属労働者のための26の年金制度のうち、7つの制度においては、標準報酬について、最高限度額の定めがあり、標準報酬が最高限度額を超える場合には最高限度額までとされる。

最高限度額は、年金制度により異なる。

従属労働者年金制度（Fpld）の場合には、最高限度額は、1983年の場合、年額20,271,000リラとされる。最高限度

論文

額は、最低年金を超える年金の場合と同様の仕組みにより、毎年、自動調整される。シエナのモンテ・デイ・パスキ銀行（企業年金）の場合も、同様である。

企業管理者年金の場合には、年額 2 9,9 0 0,0 0 0 リラとされる。興業労働者の場合には、日額 3 1 5,0 0 0 リラとされる。

ジャーナリスト年金の場合には、標準報酬の最高限度額はないが、年金の最高額が、月額 2,3 0 5,0 0 0 リラとされている。

他の年金制度（公務員の年金制度、銀行の年金制度の大部分）においては、標準報酬の最高限度額の定めはなく、年金は、いわば、青天井で計算される。

3. 保障割合の差

(1) 保障割合の差

前述のように、年金の額は、標準報酬の額（または年金基礎額）に、保険料拠出年数と拠出年数 1 年毎の保障割合によって定められる。また、公的部門の労働者の場合には、物価スライド手当部分がある。

保険料拠出期間に応じた保障割合は、制度によって、相当の差がある。

従属労働者年金制度（Fpld）においては、最低で 3 0 %（保険料拠出期間 1 5 年）、最高で 8 0 %（保険料拠出期間 4 0 年またはそれ以上）、拠出期間 1 年につき 2 % が保障される。

公共運輸、電話の年金制度においては、3 7.5 %（1 5 年間の拠出期間）から 9 0 %（4 0 年間の拠出期間）で、拠出期間 1 年につき 2.1 % の保障となる。

パイロットの場合には、最低 4 5 %（保

険料拠出期間 1 5 年）で、保険料拠出期間 1 年の保障割合は 3.0 % である。加入期間 3 0 年で、保障割合は 1 0 0 % に到達する。

ジャーナリストの場合には、最低 4 0 % から最高 1 0 0 %。1 年につき 2.4 % の保障となる。

企業管理者の場合には、最低 4 0 %、最高 8 0 %、1 年につき 1.6 % の保障となる。

国家公務員の場合には、最低 4 1.3 %（1 5 年）から最高 9 4.4 %（4 0 年またはそれ以上）、1 年につき 2.1 2 4 % の保障となる。

地方公務員の場合には、最低 3 7.5 %、最高 1 0 0 % で、保険料拠出期間 1 年の保障割合は、拠出期間 1 5 年～2 0 年の場合 1.5 %、2 0 年～2 5 年の場合 2.0 %、2 5 年～3 0 年の場合 2.5 %、3 0 年～3 5 年の場合 3.0 %、3 5 年～4 0 年の場合 3.5 % と漸増する。

以上のことから、例えば、標準報酬の 8 0 % 相当額の年金を得るには、機械金属の労働者（Fpld）の場合には 4 0 年間の保険料拠出を要する。これに対し、企業管理者やジャーナリストの場合には、3 0 年間の拠出で足りることとなる。また、標準報酬の 6 2 % 相当額の年金を得るには、機械金属の労働者の場合には 3 1 年間の保険料拠出を要するのに対し、バスの運転手、電力、電話従業員の場合には 2 5 年間の保険料拠出で足りるということとなる。

(2) 公務員年金の有利性

公務員年金は、民間の年金に比し、一般的に有利な年金上の取扱いを受けている。

まず、年金の計算に関しては、本俸・諸

手当にかかるものと、物価スライド手当部分との2つによって行われる。

仮に、国家公務員の給与が、6割が本俸部分、4割が物価スライド手当部分により構成されているとすると、最終月の給与に

対する年金額の割合は、第3表の通りとなり、例えば、加入期間15年の場合、年金額は、最終月の給与の56%に相当する額となる。

表3 国家公務員年金の最終時給与に対する割合

加入期間	本俸部分		物価スライド部分		年金の給与に対する割合 ①×②+③×④	(参考) INPS従属労働者年金制度の場合
	加入期間に応じた保障割合 ①	本俸部分の構成割合 ②	物価スライド部分に対する割合 ③	物価スライド部分の構成割合 ④		
15年	41.3%	0.6	80%	0.4	56.78%	30%
30年	73.16%	0.6	80%	0.4	75.90%	60%
40年	94.44%	0.6	80%	0.4	88.64%	80%

注：1981年（8月～10月）の間の公務員給与の物価スライド手当は、一律で月額436,557リラであるので、年金のスライド手当部分は、その80%の349,246リラである。1982年11月～1983年1月の場合のスライド手当は、月額570,341リラである。

国家公務員の場合には、最終時給与の中で物価スライド手当の占める割合が大きくなればなるほど、最終月給与に対する年金額の割合が大きくなる。1980年現在で、公務員年金平均額の約5割は、物価スライド手当相当分である。1985年には、物価スライド手当部分は7割に達する見込みである。

図1は、従属労働者年金制度(Fpld)及び国家公務員年金制度において、加入期間

に応じ、年金の給与に対する割合と比較したものである。明らかに、国家公務員のほうが、有利な取扱いを受ける。

従属労働者(Fpld)、国家公務員、地方公務員は、所得が同額であった場合、図2に見るように、受け取る年金の額には相当の差が出る。

さらに、後述するように、公務員の場合には、特別老齢年金の受給要件が大きく緩和されている。

図1 年金額の差

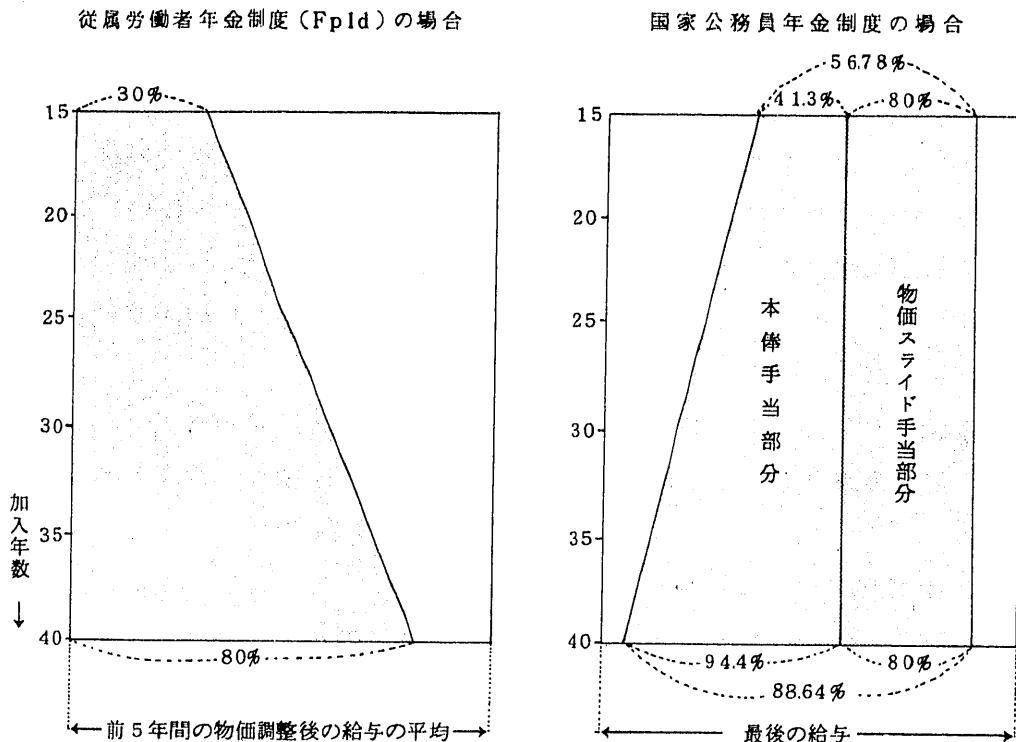
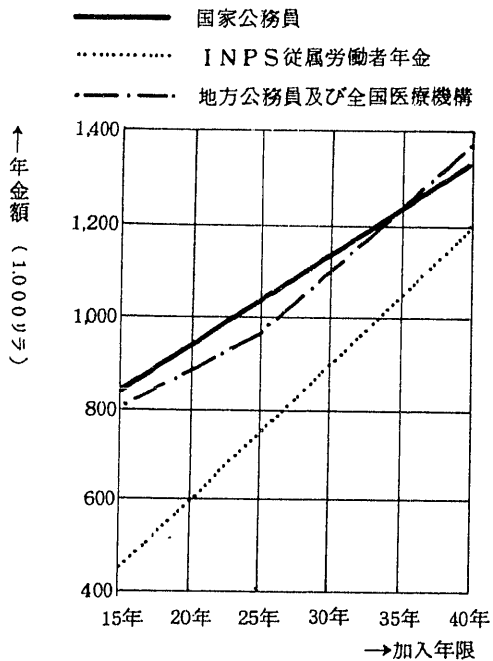


図2 各制度における年金額の差

(1,500千リラの年収があった場合における年金額の差)



(資料) Mondo Economico, 9 marzo 1983

4. 最低年金と年金・給与の併給

(1) 最低年金

年金の額を、標準報酬、加入期間、保障割合のルールでもって計算した場合において、その計算された額が最低生活を営むに足りる額に達しないときには、最低年金（*pensione minime*）の水準まで補完される。

最低年金の制度は、従属労働者に関しては、26の制度のうち、14の制度において存在する。国家公務員など12の制度には存在しない。

最低年金の仕組みが存する年金制度において、従属労働者年金（Fpld）、公共運輸、興業労働者の場合には、内容が同一である。これに対し、他の11の制度の場合には、それぞれ著しく異なった内容となっている。

最低年金のレベルは、従属労働者年金制度（Fpld）においては、産業労働者の協定最低賃金の30%相当額とされている。1983年1月1日における最低年金レベルは、加入期間15年未満の場合には276,100リラ（月額）、加入期間15年以上の場合には293,900リラとされる。

電力の場合には、従属労働者年金制度の10%増しの303,655リラとされる。

ジャーナリストの場合には、385,000リラである。電話の場合には、さらに高く、395,870リラである。

他の部門においては、最低年金のレベルは著しく高く、地方公務員、医療従事者の場合には511,126リラ、シエナのモンテ・デイ・パスキ銀行（企業年金）の場合には834,504リラにまでなる。

最低年金の制度は、農業者、商業者等の独立労働者年金制度にも存在する。

最低年金の制度は、受給者に大きな利点を与え、年金財政悪化の一因となっている。特に、独立労働者年金制度、その中でも農業者年金制度の場合には、保険料が低いため、障害の理由でもって早期に受給者となり、最低年金の特典を受けるという傾向がある。

(2) 年金と給与の併給

年金受給者が、再雇用される場合には、年金と給与の併給に関し、規制を受ける。

この年金と給与の併給に関しても、ジャングルの如く、制度によって大きな差がある。

従属労働者のための26の制度における年金と給与の併給の定め方を大別すると、次の4通りある。

第1が、従属労働者年金制度（Fpld）、公共運輸、フィレンツェ貯蓄銀行の場合である。

再雇用された年金受給者は、最低年金のレベルまでしか、年金を受給することができない（最低年金を超える部分は受けられない）。また、特別老齢年金の場合には、給与と両立しない。

従属労働者年金制度（Fpld）の場合には、最もきつい併給の抑制をしているため、年金受給者の「ヤミ労働」を促進している。

第2が、電力、興業、モンテ・デイ・パスキ銀行の場合である。

年金は、特別老齢年金の場合を除き、給与と完全に両立する。特別老齢年金の場合には、前記の第1の場合と同様である。

第3が、企業管理者、ジャーナリストの年金制度の場合である。

企業管理者年金制度の受給者が企業管理者として再就職した場合、また、ジャーナリスト年金制度の受給者が編集者 (redattore) の最低給与の50%を超える職に再就職した場合には、年金は、25%が減じられる。他の場合には、年金と給与は、完全に両立する。

第4が、公的部門 (国家公務員、地方公務員、その他) の年金制度及び銀行の企業年金制度の大部分 (ロンバルディア県貯蓄銀行、シチリア県貯蓄銀行、トリーノ貯蓄銀行、トリーノ聖パオロ銀行その他) の場合である。

従属労働者のための26の制度のうち、これら第4に分類されるものは規制が最も緩く、年金と給与は両立しうるとされる。なお、国家公務員の年金受給者には、再び国家公務員となるときには、年金は支給されない。

5. 年金の自動調整

(1) 従属労働者の場合

年金の水準は、賃金または物価の変動に応じて、自動調整される¹⁹⁾ (詳細は付表4)。

まず、従属労働者年金制度 (Fpld) の年金で最低年金の水準を超えるもの、国家公務員・地方公務員などの従属労働者のための年金に関しては、①定額部分と②比例部分の二面から自動調整が行われる。

従属労働者年金制度 (Fpld) の年金 (最低年金を超えるもの) の自動調整は、次のように行われる。

①の定額部分の自動調整は、賃金体系における物価スライド手当に相応した方法により行われる。調整は、年4回。

具体的には、賃金の体系においては、一定期間における生計費の上昇ポイント数 (上昇率ではない) に2,389リラを乗じたものが、物価スライド手当として、増額され、支給される。年金の体系においては、一定期間における生計費の上昇ポイント数に1,910リラ (2,389リラの80%に相当) を乗じたものが、定額部分として加算される。

②の比例部分としては、年金額から定額部分の累積額を控除した額に、実質賃金上昇率 (=最低賃金上昇率 - 生計費指数上昇率) を乗じた額が加算される。調整は、年1回。

上記において、定額部分は、一律の額であって、年金の自動調整は、上に薄く、下に厚くなるよう仕組みられている (賃金の場合も同様)。

国家公務員等の年金の自動調整は、従属労働者年金制度 (Fpld) と概ね同じ方法によって行われているものと思われる (内容不詳)。

従属労働者年金制度 (Fpld) と国家公務員等の年金制度の自動調整について、どちらがより有利となるかは、公務員の給与のうち物価スライド手当部分の全体の給与に占める割合、年金の定額部分の増加状況、比例部分の実質賃金上昇率の程度等により異なってくるので、一概にはいえないが、裁定時において水準の高い国家公務員等の年金は、おそらくは常に、従属労働者年金制度

の年金のレベルを上回っていると考えてよいと思われる。

INPSの特別基金の年金制度については、従属労働者年金制度(Fpld)と同様の仕組みで自動調整がなされる模様である。²⁰⁾

(2) 従属労働者年金制度の最低年金

従属労働者年金制度(Fpld)における最低年金は、1月1日においては最低賃金指数により、4月、7月、9月のそれぞれ1回においては、生計費指数により、自動調整される。

最低年金を超える年金については、前述の通り、定額部分と比例部分により、自動調整される。この場合、最低年金を僅かに超える程度の低い年金にあっては、定額部分の上昇幅が大きく物を言う。これに対して、最低年金の場合とは、労働者の最低賃金指数または生計費指数によって調整される。このことから、結果として、毎年、毎回、自動調整が行われる度に、かつて最低年金に近かった低額の年金は大きく上昇し、最低年金の水準との間に、真空状態ができることとなる。²¹⁾

(3) その他の年金

その他の年金は、次のような仕組みで、自動調整される。

独立労働者年金制度の年金(最低年金及び最低年金を超えるもの)は、生計費指数の上昇率により、四半期毎に、自動調整される。

社会年金及び内務省の所管する扶助的な傷害手当も、同時に行われる。

前述の従属労働者(Fpld)の最低年金が賃金上昇率により自動調整されるのは、おそ

らくは、同制度が保険料及び年金水準とも、賃金に相応して定められるのを基本としていることによるものであろう。これに対し、独立労働者年金制度等の場合には、拠出保険料を基礎として年金の計算が行われることから、生計費指数の上昇率により自動調整を行っているものと考えられる。

なお、従属労働者・独立労働者年金制度における最低年金未満の年金は、年1回、実質賃金上昇率で、自動調整される。

6. 老齢年金支給開始年齢の差

老齢年金の支給開始年齢は、従属労働者年金制度にあっては、男60歳、女55歳とされている。電力にあっては、男65歳、女60歳等々とされている。

一般的に、民間部門の従属労働者の場合には、男女の間に5歳の差がある。

これに対し、国家公務員(65歳)、地方公務員(60歳)の場合には、男女の差は設けられていない。

また、独立労働者年金制度においては、男65歳、女60歳である。

7. 特別老齢年金の差

(1) 特別老齢年金

特別老齢年金とは、年齢にかかわらず、一定の期間、年金制度に加入し保険料の拠出がある場合に、申請に基づき、給付される年金である。特別老齢年金を勤続年金と訳している例もある。

特別老齢年金受給のための一定の期間は、従属労働者年金制度(Fpld)においては35年間、独立労働者年金制度においても35

年間とされる。

これに対し、国家公務員の場合には20年間、地方公務員の場合には25年間とされる。

さらに、女性の公務員の場合で、結婚し、または（及び、ではない）子があるときは、年金権の達成にあたり、公務従事の期間を5年間加算させることができる、とされる²²⁾。従って、原則は20年であるが、結婚しまたは子のある女性公務員の場合には、15年間の加入で、正確には14年間と6か月と1日の公務員生活をするにより、特別老齢年金を受給することができる。この特典を活用して、最も若くて特別老齢年金を受給することとなった女性公務員は、30歳の誕生日前であったという例がある。かかる若い年金受給者を、ベイビー年金（pensionamento-baby）と呼んでいる。

さらに、女性公務員で管理職にある者及び女性の教員の場合には、大学在籍中の期間について、保険料の一括払い（riscontro degli anni universitari）を行うことができる。この場合には、10年と6か月と1日の公務員生活で、特別老齢年金を受給することができる。

(2) 高くつく公務員

イタリアの三大労組連の一つであるCISLによれば、公務員の年金水準は、一般の従属労働者年金制度（Fpld）に比し、非常にコストが高いとする²³⁾。

すなわち、76歳の女性年金受給者の例をとると、INPSの制度においては、平均して、月当たりの年金は40万リラで、13か月分支給される。13か月分という

のは、毎年12月には、ボーナスのような形でもって、2か月分が支給されることをいう。年間520万リラ、特別老齢年金の加入要件は35年であるから、受給期間は26年間。よって、これまでの受給累計額は、現在価格で、1億3,520万リラとなる。

これに対し、国家公務員の場合には、年金の月額が679,352リラ。13か月分を含めて、年間の支給額は、約883万リラ。特別老齢年金の受給のための年数は短いことから、年金の受給期間は、40年間。よって、累計の受給額は、3億3,200万リラとなる。

かような差が出るのは、1つには、前述の通り、特別老齢年金の加入期間の要件が短いこと、2つには、物価スライド手当の80%部分が、加入期間の長短にかかわらず、全ての者に支給されること、そして、3つには、特別老齢年金の受給資格が緩和されていることによる。

1983年1月末、国家公務員、地方公務員等の公的部門の従属労働者の年金制度において、年金の物価スライド手当部分に関する改正が行われる（1983年緊急政令第17号第10条）。

従前は、これまで述べてきたように、年金の計算にあたり、給与の物価スライド手当部分の80%相当額が、加入年数の長短にかかわらず、一律に給付されていた。これが、1983年1月1日以降、加入年数1年につき2%、最低30%、最高80%までと改められた。

1983年1月-3月の間に新たに裁定

された年金には、448,554リラの物価スライド手当部分（給与の物価スライド手当部分の80%相当額）が支給されるはずであった（同額は、1982年11月22日政令で決定済）。新たな改正により、例えば、14年と6か月と1日の公務員生活を終えて特別老齢年金を受給する者は、本俸の41.3%相当分と、168,220リラの合計額が年金として支給される（448,554リラ－168,220リラ＝280,334リラの減）。

8. 各制度の年金財政の状況等

(1) 年金支給額の平均

年金の計算方法の差から、各年金制度において支給される年金の平均額には、大きな差がある。

表4は、幾つかの年金制度における平均支給額を示すもので、1981年に新たに支給決定された老齢年金については、電話、電力の場合には、従属労働者年金制度（Fpld）の場合の2.6倍になっている。また、1981年末に存する老齢・傷害・遺族年金の平均の支給額でも、従属労働者年金制度（Fpld）に比し、電話2.3倍、電力2.8倍、そして国家公務員2.1倍となっている。

図3は、幾つかの年金制度における年金月額分布を示す（詳しくは付表5）。

これによると、農業者年金制度の場合には100%近くが月額10万～20万リラの額であり、従属労働者年金制度（Fpld）の場合には20万～30万リラが多く、そしてパイロットの場合には、月額110万

を超える者が5割を超える。

(2) 年金財政の状況

表5は、多種年金制度における財政状況の係数を示す（詳しくは付表6）。

同表によると、加入者数／受給者数の割合は、パイロット、測量士などの場合には、非常に高い。これは、おそらくは、各制度の歴史が浅いことによるかと想像することができる。

農業者年金制度の場合には0.85となっているが、これは、不正に加入して受給資格をとった者がかなりいること、そして、農業従事者の数が減少したこと、によるものと思われる。

保険料収入／給付総額の係数は、農業者年金の場合には、極端に低く、いかに保険料が安いかを示す。パイロット、医者の場合にはこの係数が高いが、やはり、制度の歴史の差と考えられようか。

保険料の水準、支給額の水準は、これまた制度によって著しい差がある。パイロット、ジャーナリスト、公証人の場合には、所得水準が高いことから、保険料、支給額も高くなっているものと思われる。独立労働者年金制度の場合には、これら数値は低い。自由職業者の間においても、バラつきが激しい。

これらの数値を総じてみると、保険料水準、年金支給水準は相当の差があり、財政状況を反映することなく、低い保険料で高い年金を給付しているものがある。⁵⁾

表 4 年金支給額の平均

	1981年に支給決定した 老 齢 年 金		1981年末に存する老齢・ 傷害・遺族年金	
	年 平 均 額 (リ ラ)	指 数	年 平 均 額 (リ ラ)	指 数
従属労働者年金 (Fpld)	4,439,721	100.0	3,464,064	100.0
公共運輸	9,644,907	217.2	7,062,010	207.3
電 話	11,787,085	265.5	7,863,000	230.9
電 力	11,933,205	268.8	9,799,200	287.7
国家公務員等(注1)	—	—	7,291,000	214.1
地方公務員等(注2)	—	—	7,043,000	206.8

(資料) 表2に同じ

(注) (1) 政府関係機関職員を含む。

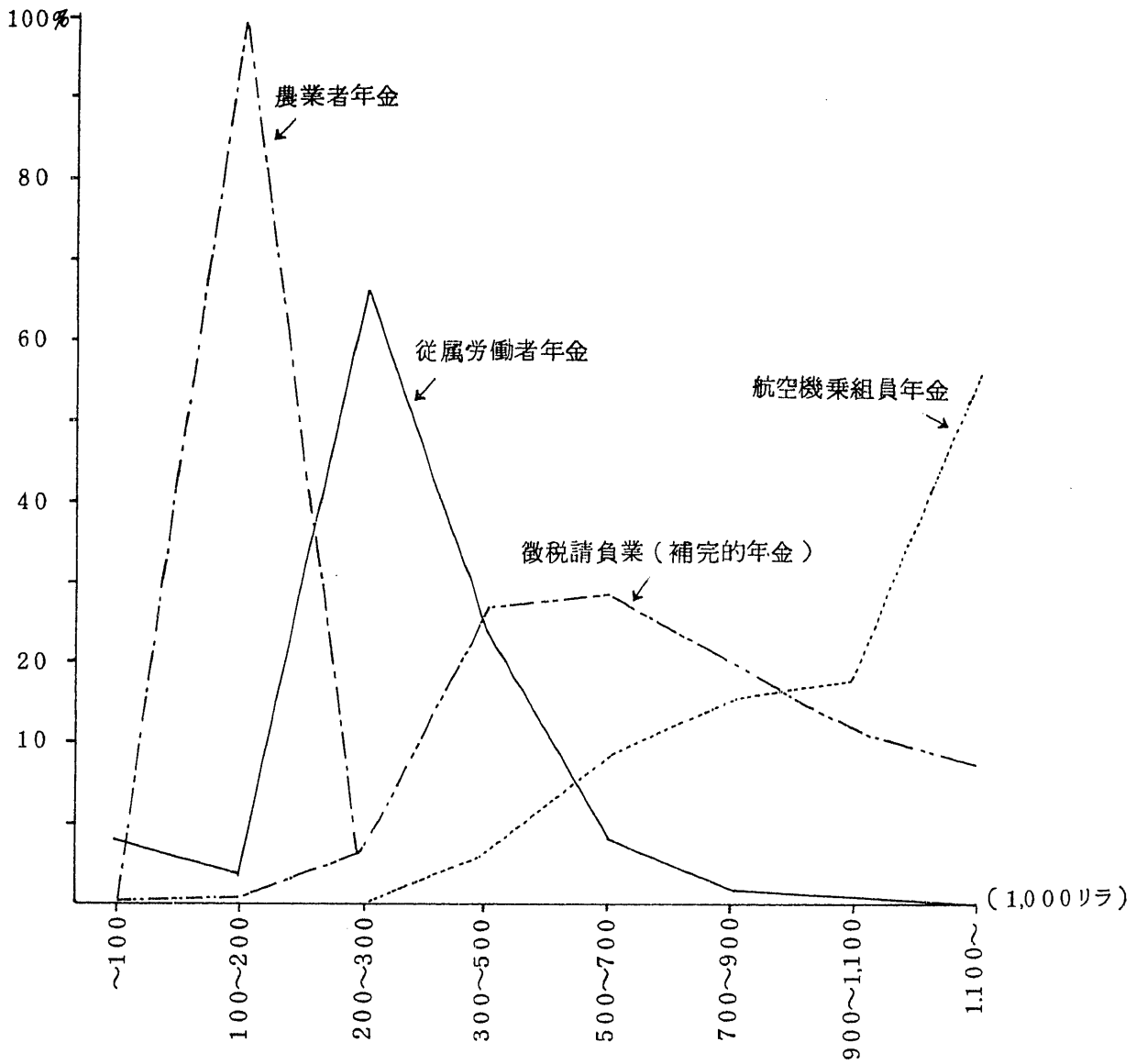
(2) 国庫省の所管する4つの制度(地方公務員, 医療従事者, 教諭, 判検事)。

表 5 幾つかの年金制度の財政状況係数

	加 入 者 数	保 険 料 収 入	平 均 保 険 料	平 均 (百 万 リ ラ)	
	受 給 者 数 ①	給 付 総 額 ②	平 均 支 給 額 ③	保 険 料 ④	支 給 額 ⑤
I N P S 従属労働者年金	1.32	0.77	0.59	1.99	3.41
公共運輸	1.88	0.77	0.40	2.88	7.05
パイロット } 特別基金	8.25	2.67	0.32	5.21	16.09
ジャーナリスト	2.06	1.50	0.72	8.66	11.96
企業年金(平均)	4.53	2.04	0.45	6.24	13.85
独立労働者年金					
商業者	2.88	1.11	0.32	0.70	2.25
手工業者	3.12	1.07	0.30	0.69	2.29
農業者	0.85	0.09	0.11	0.25	2.42
(自由職業)					
公証人	3.24	2.31	11.16	14.11	12.19
測量士	10.13	1.52	0.15	0.48	3.20
医 者	8.14	2.67	0.33	0.80	1.25

(注) ③ = ① / ② = ⑤ / ④

図3 各年金制度における年金月額額の分布（構成比）



論 文

(4ページより)

注13) 拙稿「イタリアの年金制度」, 『ねんきん』誌 1983年5月号。

14) イタリアの年金制度に関する資料として最も有用なのは、毎年出される経済白書 (Relazione Generale sulla Situazione Economica del Paese) である。その第3分冊「労働及び社会保障」編 (il Lavoro e la Protezione Sociale) には、毎年の「社会保険活動報告書」(Rapporto sull'attività previdenziale) が掲載される。同報告は、労働厚生省の社会保険・保障局が法律(1952年4月23日付法律第472号)の規定に基づき、作成するものである。

ここで、社会保険活動報告書が扱う社会保険の分野は、労働厚生省が監督(vigilati)する義務的社会保険についてである。従って、国家公務員年金及び国庫省の各種の社会保険基金(Casse di previdenza)は、国家社会保険扶助協会(Ente Nazionale Previdenza e Assistenza Statali; ENPAS)及び全国地方公務員年金協会(Istituto Nazionale Assistenza Dipendenti Enti Locali; INADEL)によって行われる部分を除き、扱われていない。なお、傷害・老齢・遺族の一般義務的保険に代替する企業年金(1958年2月20日付法律第55号第15条により設立される)については、同報告書に含まれる。

15) これら制度の内容については、拙稿「ねんきん」誌に連載中。

16) 国家公務員の年金制度については、拙稿「イタリアの国家公務員年金制度」, 「共済新報」誌(1982年5月号, 6月号, 10月号, 11月号, 12月号)参照。

17) 例えば、1981年の従属労働者年金制度に加入する者の数値は、経済白書によれば1,240万人となっているのに対し、統計年鑑では1,145万人となっている。ことほど左様で、全体系を明らかにしようと

分析を試みても、数値の調整に七転八倒、ついには気が狂いそうになる。

また、イタリア統計局(ISTAT)が毎年作成する統計年鑑も有用なものであるが、社会保険制度を非常に大きく取り扱っており、ディテールを見るには充分ではない。

国庫省の扱う年金制度のデータは、殆んど発表されていない。筆者が在伊大使館に駐在するときに国庫省にも求めてみたが、入手できなかった。

18) 限られた資料からは、代替、排除、免除の法的な意味は不詳である。また、ジャーナリスト、サッカーの選手を含む興業関係の労働者のための個別の年金制度は、代替する年金が排除する年金か、必ずしも明らかではないが、代替する方に分類して誤りはないと思われる。

19) 従属労働者年金(Fpld)の年金自動調整の制度は、1975年法律第160号により導入されたものである。

20) INPS, Sistema Previdenza, 1982.12のp.54から判断するところ。

21) 1975年における最低年金の水準は、月額55,950リラであったが、1982年1月においては、232,250リラとなっている(保険料拠出期間が780週を上回らない場合)。これに対し、1975年において最低年金の水準を僅かながら超える年金として月額56,000リラを例にとると、同年金額は、1982年1月には396,450リラに上昇している(Ministero del Tesoro, Rapporto del prof. Castellino, p.90 注2)より)。

22) 1959年法律第324号第126条及び1973年大統領令第1092号第42条の規定による。

23) Guido Companga; il Sole. 24-Ore, 19 febbraio 1983。

付表 1 イタリアの年金制度の

	INPS		国庫省			
			加入者数	年金支給件数		
従 属 労 働 者	従属労働者	a	11,400,000	8,632,982	国家公務員	c, d
	(特別基金)		(21,538)	(170,980)		
	公共運輸従業者	a	150,752	80,026	(政府関係機関)	c, d
	航空機乗組員	a	5,487	665	専売公社	c
	電力事業従業者	a	117,500	52,437	道路公社	c
	消費税代理業務従業者	a	7,750	10,580	森林公社	c
	電話業務従業者	a	76,849	16,333	郵便通信公社	c
	解散団体職員(注2)	b	不詳	10,939	電話公社	c
	(補完のための特別基金)		(116,728)	(57,630)	国鉄	c, e
	鉱夫	a	13,000	8,599	(国庫省年金制度)	d
	徴税請負業従業者	a	14,100	11,289	地方公務員(INADEL)	f
	ガス会社従業者	a	5,960	6,638	医療従事者	f
	船員	a	83,938	31,104	幼稚園小学校教諭	f
	(選択的加入のための特別基金)				判検事	f
個人任意加入(注2)	b, a	270,000	132,524			
団体加入(注2)	a	10	3,674			
小計		12,002,276	8,997,790	小計		
独 立 労 働 者	商業者年金	a	1,573,311	545,913		
	手工業者年金	a	1,833,843	587,487		
	農業者年金	a	1,656,436	1,955,063		
	(小計)		5,063,590	3,088,463		
自 由 職 業 者						
そ の 他	主婦年金制度	a	19,886	1,375		
	聖職者年金制度	a	30,740	11,351		
	社会年金	b	-	715,600		
	(小計)		50,626	728,326		
合計		17,116,492	12,814,579			

注1) 各欄のアルファベットは、出典を示す。2つのアルファベットの記載があるところは、左が加入者数、右が年金支給件数の出典を示す。出典は、次の通り。

a: Relazione generale sulla situazione economica del paese (1982), volume terzo.

支給件数については、ここでは、老齢・特別老齢・傷害・遺族年金の支給件数の合計である。

b: 同上(1981)。

c: Statistico Annuario Italiano (1982), tav. 277。

全体像 (1981年) 注1)

(単位; 人・件)

		その他の年金団体		
加入者数	年金支給件数		加入者数	年金支給件数
1,715,612	820,000	企業管理者 (INPDAI) a	102,584	21,221
(465,212)	(240,000)	ジャーナリスト (INPGI) a	6,259	3,027
17,550		興業労働者 (ENPALS) a	123,496	35,411
11,170		(企業年金)	(41,170)	(9,082)
477		トリーノ貯蓄銀行 a	4,186	719
200,961		モンテ・デイ・バスキ (シエナ) 銀行 a	7,716	1,455
12,930		トリーノ聖パオロ銀行 a	10,579	1,023
222,124	194,557	フィレンツェ貯蓄銀行 a	3,152	715
(1,221,754)	(353;200)	ロンバルディア県貯蓄銀行 a	9,382	2,691
1,174,871		パドヴァ・ロヴィーゴ貯蓄銀行 a	1,783	494
76,820		シチリア県貯蓄銀行 a	3,930	1,839
28,002		アスティ貯蓄銀行 a	442	146
32,255		(補完のための特別基金) (注3)		
		商業代理店業 (ENASARCO) a	314,265	31,779
		サヴォーナ港湾労働者 a	不詳	708
		(その他)		
		駅書店 (注3) a	388	不詳
3,403,578	1,413,200	小計	588,162	101,228
		弁護士金庫 a	35,426	10,931
		公証人金庫 a	4,276	2,143
		建築士金庫 a	34,187	5,309
		測量士金庫 a	60,535	5,975
		会計士金庫 a	9,108	1,803
		税理士金庫 a	9,354	1,133
		労働コンサルタント年金協会 (ENPACL) a	16,636	1,101
		通関代理士基金 a	3,159	1,145
		医師年金協会 (ENPAM) a	293,794	35,075
		産科医年金協会 (ENPA0) b	9,196	7,677
		獣医年金協会 (ENPAV) a	9,053	2,841
		薬剤師年金協会 (ENPAF) a	44,587	13,318
		(小計)	529,311	89,433
3,403,578	1,413,200		1,117,473	190,661

d: La spesa previdenziale e i suoi effetti sulla finanza pubblica (Ministero del tesoro), 1982年の数値。

e: Statistico Annuario Italiano (1982), tav. 61. B. 1980年の数値。

f: 同上, tav. 60。

2) どのような内容か不詳。

3) どのような内容か不詳。また、ここに分類するのが適当かどうか判らない。

付 表 2 年 金 の

	年金受給者 1人に対する 加入者数 (1)	保 険 料 率 (%)		標 準 報 酬 (4)	標 準 報 酬		
		全 体 (2)	労働者負担分 (3)		保 険 料 拠 出		
					1 5 年	2 0 年	2 5 年
		一般義務的保険					
従属労働者年金(Fpld)	1.43	24.66	7.15	再評価後の最後の5年間の所得の平均	30.00	40.00	50.00
代替的制度							
公共運輸	1.88	18.00	4.25	最後の12か月の平均	37.50	50.00	62.50
電力	2.24	31.15	5.48	最後の6か月の平均	37.71	50.29	62.86
電話	4.73	19.00	4.83	最後の12か月の平均	37.50	50.00	62.50
航空機乗組員(パイロット)	8.25	22.06	7.35	より高い12か月の平均	45.00	60.00	75.00
企業管理者(INPDAI)	5.15	23.00	6.00	再評価後の最後の5年間の所得の平均	40.00	53.30	66.60
ジャーナリスト	2.31	24.66	7.15	再評価後の最後の5年間の所得の平均	40.00	53.30	66.60
興業労働者	3.48	20.68	6.53				
排他的制度							
国家公務員	} 2.25	—	5.60	最後の月	41.30	51.90	62.50
幼稚園教諭		—	5.60	最後の月	41.30	51.90	62.50
国鉄	1.08	36.40	5.60	最後の月	36.00	46.00	56.00
地方公務員	} 3.63	23.00	5.30	最後の月	37.50	45.00	55.00
医療従事者		23.00	5.30	最後の月	37.50	45.00	55.00
判検事		定 額					
免除的制度							
シチリア貯蓄銀行	2.72	24.00	6.00	最後の月	32.57	43.42	54.28
フィレンツェ貯蓄銀行	5.32	19.35	5.00	最後の月	33.21	44.28	53.35
その他							
聖職者	2.71	定 額			特 別		
独立労働者							
農業者	2.88	定 額		—	拠出保険料に		
手工業者	3.12	"		—	"		
商業者	0.88	"		—	"		

取 扱 い の 差

老 齢 年 金								特別老齢年金受給のための保険料 拠出年数
に 対 す る 保 障 割 合 (%)				最高保障割合 到達年数	最低保険料 拠出年数	支給開始年齢 (9)		
期間の年数 (5)			拠出期間1年 毎の保障割合 (6)	最高加入年数		男	女	
30年	35年	40年		(7)	(8)			
60.00	70.00	80.00	$80\% \times \frac{1}{40} = 2.0\%$	40/40	15	60	55	35
75.00	87.50	90.00	2.1%	36/40	15	60	55	35
75.43	88.00	88.00	$80\% \times \frac{1}{35}$	35/35	15	65	60	35
75.00	87.50	90.00	$90\% \times \frac{1}{40} = 2.25\%$	36/40	15	60	55	35
90.00	100.00	100.00	3.0%	33/33	15	50/45	50/45	25
80.00	80.00	80.00	$80\% \times \frac{1}{30}$	30/30	15	65/60	60/55	35
80.00	93.50	100.00	$80\% \times \frac{1}{30}$	30/30	15/20	60/55	55	30
		80.00		40/40	15/20	60/45	55/40	35/30
73.10	83.70	94.40	2.124%	40/40	15	65		20/15
73.10	83.70	94.40	2.124%	40/40	15	60		25
66.00	76.00	80.00	1.76%	40/40	15			
67.50	82.50	100.00	果進的	40/40	15	60		25/20
67.50	82.50	100.00	果進的	40/40	15	60		20
		100.00		40/40	15	60		25
65.14	76.00	86.82	2.17%		15			
66.42	77.50	88.56	2.214%		15			
な 基 準				—	10	65		—
より計算					15	65	60	35
					15	65	60	35
					15	65	60	35

(資料) Mond Economico, 23 novembre 1978; Corriere della Sera, 28 agosto 1979; e Carlo Bellina, " Viaggio nell' arcipelago delle pensioni ", ediesse, aprile 1983より作成。

数値は、原則として、1983年の状況である。興業労働者、判検事、聖職者の数値は、1978年現在である。

注：各欄の注記は、以下の通りである。

(1) 年金受給者の割合

1981年の数値である。興業労働者、独立労働者の数値は、付表1からとった。

(2) 及び (3) 保険料率

保険料率は、1983年1月1日現在の数値である。興業労働者の数値は付表3からとった(1982年の数値)。

従属労働者年金制度(Fpld)の場合には、上記のほか、幼稚園分(0.10%)、年金受給者疾病扶助(0.20%)の保険料の負担がある。

従属労働者(Fpld)の本表中の数値は、一般の産業労働者の保険料率を示す。従属農業労働者にあつては、労働者負担分、使用者負担分は、それぞれ3.65%、9.16%、家事手伝いにあつては、3.33%、7.1075%となっている(1982年の水準)。

国家公務員及び幼稚園教諭の場合には、年金の基金が存在せず、給与の支給と同様に国の直接の負担となっていることから、給与に対する保険料の割合という概念は存在しない。国家公務員に関し、本表に示した保険料率は、超過勤務手当を除く給与の額を18%増したものに対する割合を掲げたものである。これを、実質の保険料は、保険料計算の対象となる給与(80%相当額)の7.00%、実質的に5.60%になる、と説明するものもある(Castellino報告)。

幼稚園教諭の場合には超過勤務は行わない。

国鉄の場合には、法律は、使用者の負担する保険料率は、労働者負担分の5.5倍とされていることから、保険料率総額は36.40%となる。

(4) 標準報酬

従属労働者年金制度(Fpld)の場合には、従前は、最後の10年間で52週の10グループに区分

し、それらのうち最も高い3つのグループの給与の平均とする。この場合、年額12,600,000リラが上限額とされていた。

このような計算方式は、本文に記すように1982年に改められ、最後260週(5年間に相当)の所得(前々年以前の太陽年における所得は再評価する)の平均とされる。標準報酬の上限額は、20,271,000リラ(年額)である。

公共運輸の場合には、最後の2年間に於いて増額された奨励手当(Scatti dovuti ad eventuali promozioni)を除く最後の12か月の所得である。

電力の場合には、超過勤務手当分を除く最後の6か月の給与の2倍である。

電話の場合には、最後の12か月における本俸(stipendio)、物価スライド手当(salario contrattuale scatti di contingenza)、昼食費手当(indennità di mensa)、勤続手当(assegni di merito calcolati sugli ultimi 12 mesi)の合計額、または、最後の3年間の所得の平均の12%増の高いほう、とされる。

航空機乗組員の場合には、最後の3年間に於いて、最も高い所得を受けた12か月分とする。

企業管理者の場合には、従属労働者年金制度(Fpld)と同様の方式による。この場合、従前は、上限は17,641,000リラとされる。現在は(1983年1月1日)、年金の上限は、月額2,305,000リラとされる。

ジャーナリストの場合には、従前は、最後の60か月の給与の平均または10年間の保険料拠出額のうち高いほう、とされていた。

現在は、従属労働者年金制度と同じ方法による。ただし、標準報酬の最高限度額は、年額29,900,000リラとされる。(1983年1月1日現在)。

国家公務員の場合には、標準報酬という概念はなく、年金基礎額という概念がとられる。年金基礎額は、最後の月の本俸・諸手当(stipendio vero e proprio)から超過勤務手当を控除したものの18%増である。物価スライド手当(indennità integrativa speciale)は、考慮されない。

幼稚園教諭の場合には、本俸・諸手当を18%増したものである。

地方公務員の場合には、最後の月の給与で、物価ス

ライド手当を控除したものである。

(5) 標準報酬に対する保障割合

従属労働者年金制度（Fpld）の場合には、標準報酬に対し、最低30%（加入期間15年）、最高80%（加入期間40年またはそれ以上）、加入期間1年につき2.00%が保障される。

国家公務員の場合には、従前は、最低35%（15年）、最高80%（40年またはそれ以上）、加入期間1年につき1.80%が保障されていた。これが、本文に記すように、最低41.3%、最高94.4%、加入期間1年につき2.124%の保障と改められた。

(7) 最高保障到達拠出年数等

左欄の数値は、最高の保障割合に到達するに要する保険料拠出年数を示す。

右欄の最高保障加入年数とは、例えば、従属労働者年金制度（Fpld）についていえば、40年以上加入していたとしても、年金の計算上は40年で頭打ちとするものである。

(8) 最低の保険料拠出期間

制度により2つの数字を掲げているが、内容は不詳である。興業従業者の場合には、一般の従業員とサッカーの選手の差と考えられる。

(9) 支給開始年齢

制度により2つの数字を掲げているが、何か特別な危険な職に携わるような場合に差があるものと思われる（内容不詳）。興業の場合には、サッカー選手の年齢が若くなっていると思われる。

(10) 特別老齢年金

特別老齢年金とは、年齢にかかわらず、一定の年限、保険料の拠出があれば、申請により支給される年金である。

電力の場合には、60歳（男）、55歳（女）に達し20年間職務に従事したとき、または35年間の保険料拠出があったとき、とされる。

電話の場合、55歳（男）、50歳（女）に達し企業により餓首されたとき、または35年間の保険料拠出があったとき、とされる。

国家公務員の場合には、20年の公務従事が原則であるが、女性公務員で、配偶者があり、または扶養する子があるときには、15年とされる。

地方公務員の場合には、25年の公務従事が原則であるが、女性公務員で、配偶者があり、または扶養する子があるときには、20年とされる。

付表 3 各制度の保険料率（1982年の水準）

従属労働者	INPS代職労働者 産業労働者 農業労働者 家事手伝い INPS特別基金 公共運輸 航空機乗組員 電力 消費税代理業 電話 企業管理者 (INPDAL) ジャーナリスト (INPGI) 興業労働者 (ENPALS) 企業年金 トリート 一般職員 役付職員 幹部職員 モンテバスキ トリート聖バオロ 幹部職員 一般職員 フィレンツェ ロンバルディア パドヴァ・ロヴェーゴ シチリア アステイ	労働者負担分 (%)	使用者負担分 (%)	合計 (%)	労働者 独立労働者 商業者 手工業者 農業者 { 山岳地帯 非山岳地帯	定額保険料 (年間) (リラ)		所得比例部分			
						定額 (リラ)	対所得課税所得 (%)	対売上 (%)	定額	対付加価値税額 (%)	その他
						10.0	2.0又は5.0	1,000~9,000	2.0	5,995~121,436	
		7.15	17.16	24.31	商業者	598,160	4.20				
		3.65	9.16	12.81	手工業者	601,660	4.00				
		3.33	7.1075	10.4375	農業者	116,220	30.00				
		4.25	13.75	18.00	非山岳地帯	237,060	15.00				
		7.26	14.52	21.78	山岳地帯						
		5.48	25.67	31.15	保護士	10.0	2.0	1,000~9,000	2.0		
		8.10	30.00	38.10	公証人	144,000	0.2	2.0又は5.0	-		
		4.83	14.27	19.10	建築士	-	-	-	-		
		6.10	16.90	23.00	測量士	81,500	10.0	250~5,000	2.0		
		7.15	22.78	29.93	会計士	81,500	-	250~5,000	-		
		6.53	14.51	20.68	税理士	620,000	-	100~100,000	-		
		-	22.00	22.00	商業コンサルタント (ENPACL)	360,000	-	-	-		
		1.00	21.00	22.00	通関代理士	576,000	-	500	-		
		1.50	20.00	21.50	医師 (ENPAM) (注1)	300,000	10	500	-		
		7.15	21.45	28.60	産科医 (ENPAO) (注2)	96,000	-	-	-		
		5.00	15.00	20.00	獣医 (ENPAO)	450,000	-	0.90	765,000		
		4.00	16.00	20.00	薬剤師 (ENPAF)						
		5.00	14.375	19.375	INPS						
		4.579	30.421	35.00	補償						
		6.00	27.65	33.65	丈夫	1.30	2.60		3.90		
		5.00	15.00	20.00	地下労働	0.65	1.30		1.95		
					地上労働	2.20	22.30		24.50		
					消費税代理業	-	13.20		13.20		
					ガス	7.15	16.86		24.01		
					船員	4.00	4.00		8.00		
					商業代理業 (ENASARCO)	-	15.00		15.00		
					サヴォーナ港労働者						

(資料) Relazione generale sulla situazione economica del paese (1982), vol. terzo.

(注1) 年齢により差が設けられる。
(注2) 1981年の数値。

付表 4 各種年金制度における自動調整の方法 (注1)

	I N P S					国家公務員年金制度	内務省 社会保障制度
	従属労働者年金制度		独立労働者年金制度				
	最低年金を超える年金	最低年金	最低年金未達の年金及び補完年金	最低年金を超過する年金	最低年金	最低年金未達の年金	
	① 比例部分 (直前の年金額一過年の固定部分累計額) × (最低賃金上昇率 - 生計費指数上昇率) (注3) ② 定額部分 (生計費指数上昇ポイント数) × 1.910リラ - 過年の固定部分累計額	1月には、最低賃金指数上昇率 4月、7月、10月 には生計費指数 上昇率	(最低賃金上昇率 - 生計費指数上昇率)による	生計費指数上昇率	生計費指数上昇率	生計費指数上昇率 - 生計費指数上昇率)による	① 本俸にかかると同左の①と同 ② 物価スライド手当にかかると同左の①と同 自動調整分 物価スライド手当の80%相当分
自動調整の方法 (注2)							
実施時期 (注4)	① 比例部分 年1回 ② 定額部分 四半期毎	四半期毎	年1回	四半期毎	四半期毎	年1回	① 年1回 ② 四半期毎
具体例 (1982年1月の自動調整の場合)	① 比例部分 最低賃金上昇率 22.3% - 生計費指数上昇率 1.90% = 3.3% ② 定額部分 生計費指数上昇ポイント数 45 × 1.910リラ (= 85,950リラ) - 前年の固定部分累計額 (59,210リラ) = 26,740リラ	22.3%の引上げ 230,250リラ	3.3%の引上げ	190%の引上げ 199,200リラ	19.0%の引上げ 142,600リラ	3.3%の引上げ	① 本俸分 3.3% ② 物価スライド手当分 19,100リラ (累計は 368,334リラ)

(資料) Ministero del Tesoro, Rapporto del prof. Castellino, P.65 以下、及び Relazione generale sulla situazione economica del paese (1981), vol. terzo, P.266 以下、その他より作成。
(注1) 最低年金とは、最低の生活水準を維持するうえで必要な年金額のレベルである。年金の計算において、最低年金のレベルに満たない一定の要件を満たす場合には、最低年金の額まで引き上げ (integrata) される。最低年金に達しない年金もあり、どのような場合か不詳。
(注2) 補充年金とは、老齢年金の支給開始年齢に達しているものの老齢年金の受給資格がない場合で、一定の加入要件を満たしている場合に支給される。
(注3) 最低賃金指数上昇率及び生計費指数上昇率は、1月1日の自動調整の場合には (前々年8月から前年7月までの1年間の平均指数) に対する (3年前8月から前々年7月までの1年間の平均指数) の上昇率がとられる。
(注4) 自動調整は、年1回の場合には1月1日に、四半期毎には1月、4月、7月及び10月の各初日に行われる。
(注5) 全頁、非入院の例をとった。

付表 5 各年金制度における月額年金額の分布構成比 (1981年)

(単位 1,000リラ,%)

年金制度	月額年金額 (1,000リラ)										合計	年金支給件数	
	100未満	100~200	200~300	300~500	500~700	700~900	900~1,100	1,100以上	合計				
INPS													
従属労働者	3.6	1.9	66.3	22.3	4.4	1.1	0.2	0.2	0.2	100.0	6,533,358		
従属労働者	0.4	1.3	1.4	21.4	32.2	33.0	8.0	2.0	2.0	100.0	48,025		
従属労働者	-	-	0.2	2.7	9.1	15.5	17.1	55.3	55.3	100.0	515		
従属労働者	-	-	0.3	2.4	13.1	48.0	28.6	7.6	7.6	100.0	35,818		
従属労働者	-	1.0	0.4	12.4	50.4	28.4	4.6	2.8	2.8	100.0	6,521		
従属労働者	-	-	-	30.3	26.6	26.7	11.4	5.0	5.0	100.0	11,765		
従属労働者	0.1	0.1	0.3	5.8	10.9	9.3	-	73.5	73.5	100.0	14,305		
従属労働者	-	-	-	7.7	3.7	12.6	16.8	63.2	63.2	100.0	1,986		
従属労働者	4.7	1.1	41.2	29.6	12.2	5.6	1.8	3.9	3.9	100.0	26,716		
従属労働者	1.1	2.5	4.2	9.2	7.8	15.2	16.6	43.4	43.4	100.0	4,037		
独立労働者	0.7	99.0	0.3	0.0	-	-	-	-	-	100.0	465,511		
独立労働者	0.4	99.1	0.5	0.0	-	-	-	-	-	100.0	473,077		
独立労働者	0.2	99.8	0.0	0.0	-	-	-	-	-	100.0	1,954,235		
自由職業者	-	-	-	-	-	-	-	100.0	100.0	100.0	434		
自由職業者	-	0.7	99.3	-	-	-	-	-	-	100.0	2,682		
自由職業者	0.3	53.6	14.0	32.5	-	0.0	-	-	-	100.0	3,111		
自由職業者	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	100.0	1,153		
自由職業者	-	5.4	-	96.4	-	-	-	-	-	100.0	683		
自由職業者	-	0.9	99.0	0.1	-	-	-	-	-	100.0	764		
自由職業者	63.0	27.0	-	-	-	-	-	-	-	100.0	7,300		
自由職業者	0.1	38.3	52.2	5.1	-	4.2	-	-	-	100.0	15,304		
自由職業者	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	1,420		
補充的制度的他	0.2	0.9	2.7	27.2	28.5	19.9	11.9	8.7	8.7	100.0	6,784		
補充的制度的他	0.0	0.1	0.7	30.0	47.8	17.8	2.8	0.8	0.8	100.0	3,710		
補充的制度的他	0.3	0.5	9.4	53.7	28.9	5.2	1.6	0.3	0.3	100.0	22,435		
補充的制度的他	2.2	-	97.5	0.3	-	-	-	-	-	100.0	11,372		

(資料) Relazione generale della situazione economica del paese (1982), volume terzo より作成.

付表 6 各年金制度の財政状況係数と平均保険料・平均支給額（1981年）

加入者数 受給者数 ①	保険料収入額 給付総額 ②	平均保険料額 (百万リラ)		加入者数 受給者数 ①	保険料収入額 給付総額 ②	平均保険料額 (百万リラ)		平均支給額 (百万リラ) ⑤	平均保険料額 (百万リラ) ④	平均支給額 (百万リラ) ⑥
		③=①/②	④=②/①			③=①/②	④=②/①			
INPS従属労働者 特別基金	1.32	0.77	1.99	3.24	2.17	0.67	2.22	3.31	2.22	3.31
公共運輸	1.88	0.77	2.88	2.00	2.31	1.16	1.41	1.219	1.41	1.219
航空機乗組員	8.25	2.67	5.21	4.56	1.75	0.27	0.68	2.52	0.68	2.52
電力	2.24	0.90	3.93	1.013	1.52	0.15	0.48	3.20	0.48	3.20
消費税代理業	0.73	0.31	3.06	5.05	1.15	0.23	0.89	3.90	0.89	3.90
電話	4.70	1.54	2.56	8.40	2.04	0.24	0.94	3.85	0.94	3.85
企業管理者 (INPDAL)	4.83	1.12	3.20	1.511	1.82	0.12	0.42	3.48	0.42	3.48
ジャーナリスト (INFGI)	2.06	1.50	8.66	2.76	1.58	0.57	3.06	5.33	3.06	5.33
興業労働者 (ENPALS)	0.35	0.90	1.14	8.14	2.67	0.33	0.80	2.45	0.80	2.45
企業年金				1.20	0.28	0.22	0.28	1.25	0.28	1.25
トリノ	5.62	2.12	5.70	3.19	1.12	0.35	0.12	0.34	0.12	0.34
モンテパスキ	5.31	1.99	5.73	3.34	0.97	0.29	1.45	5.00	1.45	5.00
トリノ聖パオロ	1.035	2.60	3.49	5.92	1.88	0.32	1.00	3.14	1.00	3.14
フィレンツェ	4.42	1.86	5.08	1.52	0.08	0.06	0.33	5.86	0.33	5.86
ロンバルディア	3.49	2.17	7.75	1.25	0.48	0.39	2.94	7.61	2.94	7.61
パドヴァ・ロヴェーゴ	3.62	2.03	7.92	0.86	0.23	0.27	1.81	6.61	1.81	6.61
ンチリア	2.14	1.68	1.74	2.70	0.31	0.16	0.68	5.86	0.68	5.86
アスティ	3.04	1.77	6.67	9.89	4.22	0.43	0.53	1.24	0.53	1.24
(平均)	4.53	2.04	6.24	0.00	0.01	-	0.30	0.08	0.30	0.08
商業者	2.88	1.11	0.70	2.04	0.02	0.01	0.00	0.04	0.00	0.04
手工業者	3.12	1.07	0.69	1.446	0.85	0.06	0.01	0.09	0.01	0.09
農業者	0.85	0.09	0.25	2.71	0.24	0.09	0.27	2.97	0.27	2.97
(平均)	1.64	0.38	0.55							
補完的年金										
税務請負業										
ガス										
船舶										
商業代理業 (ENASARCO)										
集団任意加入										
個人任意加入										
主婦										
その他										
その他										

(資料) Relazione generale Sulla Situazione economica del Paese (1982), vol. terzo.
 (注) 本表において、受給者数及び年金の支給額については、老齢年金(特別老齢年金を含む)、傷病年金及び遺族年金の数をとった。